

四 半 期 報 告 書

(第175期第1 四半期)

北 越 紀 州 製 紙 株 式 会 社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【提出会社の状況】	9
1 【株式等の状況】	9
2 【役員の状況】	10
第4 【経理の状況】	11
1 【四半期連結財務諸表】	12
2 【その他】	19
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	20

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年8月10日

【四半期会計期間】 第175期第1四半期(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

【会社名】 北越紀州製紙株式会社

【英訳名】 HOKUETSU KISHU PAPER CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 CEO 岸 本 哲 夫

【本店の所在の場所】 新潟県長岡市西蔵王三丁目5番1号
(同所は登記上の本店所在地で実際の業務は下記で行っております。)

【電話番号】 _____

【事務連絡者氏名】 _____

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本石町三丁目2番2号

【電話番号】 03(3245)4500番

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 堀 川 淳 一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第174期 第1四半期 連結累計期間	第175期 第1四半期 連結累計期間	第174期
	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
売上高 (百万円)	57,396	52,929	230,575
経常利益 (百万円)	3,976	2,424	13,906
四半期(当期)純利益 (百万円)	4,970	1,426	12,796
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	5,923	948	14,017
純資産額 (百万円)	144,509	152,430	152,703
総資産額 (百万円)	322,199	329,772	332,994
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	24.29	6.98	62.70
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	6.98	62.68
自己資本比率 (%)	44.6	45.6	45.3

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 第174期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループにおいて営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

(大王製紙株式会社及び大王製紙株式会社関連会社等の株式の取得及び譲渡について)

当社は、平成24年6月26日開催の取締役会決議に基づき、井川高雄氏、井川彌榮子氏、井川意高氏及び井川高博氏の4名(以下、「創業家」といいます。)との間で、創業家が保有する大王製紙株式会社(以下、「大王製紙」といいます。)及び大王製紙関連会社等の株式¹を当社が取得する契約、並びに大王製紙との間で、当社が創業家から取得する大王製紙関連会社等の株式の内、大王商工株式会社(以下、「大王商工」といいます。)を除く全てを大王製紙に譲渡する契約を同日付で締結いたしました。

本件における株式の取得及び譲渡の概要は以下のとおりであります。

- ①創業家が保有する大王製紙株式、及び大王製紙関連会社等の株式を当社が取得いたします。創業家から取得する大王製紙株式は3,641千株です。
- ②大王製紙関連会社等4社²が保有する大王製紙株式を当社が取得いたします。大王製紙関連会社等4社から取得する大王製紙株式は合計で8,410千株です。また、大王製紙関連会社等2社³が保有する大王商工株式を当社が取得いたします。大王製紙関連会社等2社から取得する大王商工株式は合計で25千株です。
- ③当社が取得した大王製紙関連会社等の株式の内、大王商工株式を除く⁴全ての株式を、当社が創業家から取得した金額と同額で、大王製紙へ譲渡いたします。

なお、①から③の取引は全て同日に実施される予定です。

その結果、当社は大王製紙の株式の22.12%(総株主の議決権の数に対する割合)を保有する筆頭株主となり⁵、大王製紙は当社の持分法適用関連会社となります。

なお、本件に際しては、当社は独立した第三者算定機関であるクレディ・スイス証券株式会社(以下、「クレディ・スイス証券」という。)に株式価値の分析を依頼しました。クレディ・スイス証券は、市場株価法、DCF法、株価倍率法の3つの手法を用いた分析を実施しております。当社は、その分析結果をもとに取得価格の検討、交渉を行い、最終的に取得価格を合意いたしました。

¹当社が創業家から取得する大王製紙関連会社等の株式は、大王製紙パッケージ株式会社、大王製紙デザインパッケージ株式会社、東海大王製紙パッケージ株式会社、中国大王製紙パッケージ株式会社、阪神大王製紙パッケージ株式会社、中部大王製紙パッケージ株式会社、関西大王製紙パッケージ株式会社、近江大王製紙パッケージ株式会社、コンピュータ印刷株式会社、エリエール印刷株式会社、スエヒログラフィックアーツ株式会社、いわき大王製紙株式会社、丸菱ペーパーテック株式会社、ダイオーペーパーテック株式会社、大王紙運輸株式会社、名古屋紙運輸株式会社、大王製紙パッケージ運輸株式会社、中部大王製紙パッケージ運輸株式会社、いわき大王紙運輸株式会社、ダイオーエンジニアリング株式会社、ダイオーメンテナンス株式会社、大阪紙販売株式会社、四国紙販売株式会社、中京紙パルプ販売株式会社、中国紙販売株式会社、大建紙販売株式会社、三和倉庫作業株式会社、セカンドリーファイバー株式会社、ダイオーパッキングシステム株式会社、いわきエコ・パルプ株式会社、大日製紙株式会社、大津板紙株式会社、エリエールライフ株式会社、京都商工株式会社、赤平製紙株式会社、エリエールペーパーテック株式会社、大宮製紙株式会社、大成製紙株式会社、ダイオーペーパーコンバーティング株式会社、エリエールテクセル株式会社、大王商工株式会社、エリエール総業株式会社及びエリエール産業株式会社の各株式です。

²エリエール総業株式会社、エリエール産業株式会社、大宮製紙株式会社及びダイオーエンジニアリング株式会社を指します。

³エリエール総業株式会社及びエリエール産業株式会社を指します。

⁴大王商工は、大王製紙株式9,542千株を保有し、当社の子会社となります。

⁵北越紀州販売株式会社及び大王商工保有分を含みます。

(1) 株式の取得及び譲渡の目的

本件を通じて当社と大王製紙は従来からの技術提携関係をより一層強固なものとし、対象業務範囲の拡大や内容の深化、発展的な課題への取組みなどを共同して進め、両社が共に発展して企業価値を向上させることを目指します。本件の一連の取引が完了した後、その提携関係の具体的な内容について、両社で議論・検討する予定です。

(2) 当社が取得する株式（取得後直ちに大王製紙に譲渡する大王製紙関連会社等の株式を除きます。）
の発行会社の概要

①大王製紙株式会社

(a)名称	大王製紙株式会社
(b)所在地	愛媛県四国中央市三島紙屋町2番60号
(c)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 佐光 正義
(d)事業内容	紙・板紙製品及び家庭紙製品の製造販売
(e)資本金	30,415百万円

②大王商工株式会社

(a)名称	大王商工株式会社
(b)所在地	愛媛県四国中央市三島朝日二丁目2番13号
(c)代表者の役職・氏名	代表取締役会長 井川 高雄
(d)事業内容	紙・パルプの仕入及び販売、保険代理店業
(e)資本金	100百万円

(3) 当社が取得する株式（取得後直ちに大王製紙に譲渡する大王製紙関連会社等の株式を除きます。）
についての取得株式数、取得前後の所有株式の状況

①大王製紙株式会社

(a)異動前の所有株式数	3,696千株	所有割合 2.86%
(b)取得株式数	21,594千株	—
(c)取得後所有株式数	25,290千株	所有割合 19.60%(総株主の議決権の数に対する割合22.12%)

②大王商工株式会社

(a)異動前の所有株式数	一千株	所有割合 1%
(b)取得株式数	101千株	—
(c)取得後所有株式数	101千株	所有割合 50.60%

(4) 株式の取得時期

平成24年8月（予定）

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の復興需要等から緩やかな回復基調が見られるものの、欧州債務問題や円高の長期化、電力供給問題等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループにおきましては、前年同四半期は印刷・情報用紙等の国内需要が低迷している中、東日本大震災により代替供給が一時的に増加していたこと、また、当第1四半期連結累計期間では円高等を背景に輸入紙の流通量等が増加していることもあり、国内販売数量が減少し、当第1四半期連結累計期間の売上高は52,929百万円（前年同四半期比7.8%減）となりました。

損益面においては、各種コストダウンや販売価格の維持に努めたものの、前述の理由により国内販売数量が減少したこともあり、当第1四半期連結累計期間の経常利益は前年同四半期比39.0%減の2,424百万円となりました。また、四半期純利益は、前年同四半期においては当社の紀州製紙株式会社の吸収合併に伴い、税効果適用後の税金費用が軽減したこと等があったことから、前年同四半期比71.3%減の1,426百万円となりました。

主なセグメント別の業績は、下記のとおりであります。

① 紙パルプ事業

紙パルプ事業につきましては、販売価格を維持しつつ顧客サービスに努めて参りましたが、洋紙を中心とした販売数量の減少により、減収減益となりました。

以上の結果、紙パルプ事業の業績は以下のとおりとなりました。

売上高	45,381百万円	(前年同四半期比	9.4%減)
営業利益	894百万円	(前年同四半期比	58.3%減)

② パッケージング・紙加工事業

パッケージング・紙加工事業につきましては、全体的に厳しい受注環境下でありましたが東拓（上海）電材有限公司の売上高が加わったことにより増収となりました。損益面においては、全体的に受注環境が厳しく、減益となりました。

以上の結果、パッケージング・紙加工事業の業績は以下のとおりとなりました。

売上高	5,236百万円	(前年同四半期比	3.1%増)
営業利益	102百万円	(前年同四半期比	11.9%減)

③ その他

木材事業、建設業、運送・倉庫事業をはじめとするその他事業につきましては、全体的に厳しい受注環境下ではありましたが、木材事業の外部受注が増加したことにより増収となりました。損益面においては、主として運送・倉庫事業の受注環境が厳しく、減益となりました。

以上の結果、その他の事業の業績は以下のとおりとなりました。

売上高	2,311百万円	(前年同四半期比	2.8%増)
営業利益	29百万円	(前年同四半期比	70.6%減)

(2) 財政状態の分析

総資産は、前連結会計年度末に比べて3,221百万円減少し、329,772百万円となりました。これは、主として減価償却等により有形固定資産が2,513百万円減少したことによるものです。

負債は、前連結会計年度末に比べて2,948百万円減少し、177,342百万円となりました。これは、主として未払法人税等が2,286百万円減少したことによるものです。

純資産は、前連結会計年度末に比べて273百万円減少し、152,430百万円となりました。これは、主として保有株式の株価下落によりその他有価証券評価差額金が643百万円減少したことによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

①当社の基本方針の内容の概要

当社は、先進の技術と従業員の強固な信頼関係をベースとして、環境負荷を低減した紙素材の提供を通して、顧客・株主・取引先・地域社会等に貢献できる会社となり、同時に企業価値の長期安定的な向上を図ることを、経営の最重要課題と認識しております。従いまして、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。

当社は、株式の大量買付であっても、当社自身の企業価値を増大させ、株主共同の利益を向上させるものであれば、これを一概に否定するものではありません。会社の支配権の移転については、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと認識しております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て却って企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するもの、株主に株式売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なからず見受けられます。

当社の属する製紙産業は、設備の投資から回収まで長期間を要するものであり、中長期的視点での経営判断が必要とされます。当社は適宜・適切な設備投資を実施し、国際競争力を確保して参りましたが、こうした努力が当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられなくてはなりません。また、当社の競争力の源泉は設備の比較優位性だけでなく、需要家の皆様から当社製品の品質と短期間での納品をはじめとしたお客様の要請に応えるきめ細かなサービスに対して、多くのご支持を頂いていることにあります。さらに、当社グループ従業員の一体感を持った、高いモチベーションや、当社とその事業がなされる地域社会との関係も重要と考えられます。これらが当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上にとって不可欠であると考えております。

当社としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、このような当社の企業価値の源泉を十分に理解したうえで、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

②基本方針実現に資する特別な取組みの概要

当社グループは、明治40年の創業以来、一貫して紙素材を社会に提供することにより、社会経済の発展と生活文化の向上に努めております。また、国際的な競争力を有し、持続的な成長を可能とすることにより企業価値の長期安定的な向上を図ることを、経営の最重要課題と捉えております。そのため、平成20年4月より平成23年3月まで中期経営計画「Value up - 10」に取り組んでまいりましたが、いかなる事業環境下においても持続的な成長を目指し、さらに企業価値を向上させるため、2020年（平成32年）を目標とする長期経営ビジョン「Vision 2020」のファーストステップとして、平成23年4月より新中期経営計画「G-1st（ジー・ファースト）」をスタートさせました。ここで掲げた基本方針、経営目標を実現することにより、企業価値、ひいては株主共同の利益の向上に努めてまいります。

③基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成22年5月14日開催の取締役会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」という。）の更新を決議し、同年6月25日開催の第172回定時株主総会において、本プランは株主の皆様のご承認をいただき、更新されました。

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式の20%以上の買付等が行われる場合に、買付者等に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、株主に対して当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めるものです。

買付者等が、本プランに定める手続に従うことなく買付等を行う場合や、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合など、買付等が本プランに定められた客観的な発動要件に該当し、対抗措置を発動することが相当であると認められる場合は、当社は、会社法その他の法律及び当社定款が当社取締役会の権限として認める措置（以下「対抗措置」という。）をとり、当該買付等に対抗することがあります。当社取締役会は、具体的にいかなる対抗措置を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとしますが、現時点における具体的な対抗措置としては、新株予約権の無償割当てを行うことを予定しており、その場合には、当該買付者等による権利行使は認められないなどの差別的行使条件及び当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得するなどの差別的取得条項が付された新株予約権を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

なお、対抗措置の発動、不発動または中止等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主に対して適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

本プランの有効期間は、平成25年3月期に係る定時株主総会の終結時までとし、本プランの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従いその時点で変更または廃止されます。また、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されます。

本プランの導入（更新）時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利に直接具体的な影響が生じることはありません。他方、対抗措置が発動され、新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みを行わないと、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。ただし、当社は、買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社に係る取得の手続を取った場合、買付者等以外の株主の皆様は、新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

なお、本プランの概要は上記のとおりですが、本プランの詳細については平成22年5月14日付の当社プレスリリースにて公表いたしております。

④上記の取組みに対する取締役会の判断及びその理由

本プランは、当社株式に対する買付等が行われた場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。従いまして、本プランは、当社の基本方針に沿うものであって、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）も完全に充足しています。

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しております。独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役もしくは社外監査役または社外の有識者のいずれかに該当する委員3名以上により構成されます。また、独立委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。本プランの発動については、予め定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

このように、本プランは高度の合理性を有しており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は205百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間における研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	500,000,000
計	500,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年8月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	209,263,814	209,263,814	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は500株でありま す。
計	209,263,814	209,263,814	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年6月30日	—	209,263	—	42,020	—	45,435

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成24年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,517,500	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 1,415,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 202,655,500	405,311	—
単元未満株式	普通株式 1,675,814	—	—
発行済株式総数	209,263,814	—	—
総株主の議決権	—	405,311	—

② 【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 北越紀州製紙(株)	新潟県長岡市西蔵王 3丁目5-1	3,517,500	—	3,517,500	1.68
(相互保有株式) 北越紀州販売(株)	東京都千代田区神田錦町 3丁目3	1,351,500	—	1,351,500	0.65
北越協立(株)	新潟県新潟市北区島見町 4936	40,000	—	40,000	0.02
(株)ニッカン	新潟県長岡市西蔵王 3丁目5-1	23,500	—	23,500	0.01
計	—	4,932,500	—	4,932,500	2.36

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	23,158	24,880
受取手形及び売掛金	※2 68,679	※2 64,203
商品及び製品	17,132	18,624
仕掛品	1,736	1,683
原材料及び貯蔵品	12,462	13,400
その他	5,077	5,227
貸倒引当金	△88	△45
流動資産合計	128,157	127,974
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	70,461	70,642
減価償却累計額	△37,315	△37,878
建物及び構築物（純額）	33,145	32,763
機械、運搬具及び工具器具備品	372,912	373,186
減価償却累計額	△265,802	△268,631
機械、運搬具及び工具器具備品（純額）	107,110	104,555
その他（純額）	30,129	30,552
有形固定資産合計	170,385	167,871
無形固定資産	1,173	1,184
投資その他の資産	33,277	32,741
固定資産合計	204,836	201,798
資産合計	332,994	329,772

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※2 27,538	※2 26,239
短期借入金	45,685	45,861
コマーシャル・ペーパー	12,000	15,000
1年内償還予定の社債	300	—
未払法人税等	2,591	304
引当金	2,926	1,556
その他	※2 12,262	※2 12,479
流動負債合計	103,304	101,443
固定負債		
社債	30,000	30,000
長期借入金	24,538	24,133
退職給付引当金	13,172	13,180
その他の引当金	777	730
負ののれん	4,436	3,991
資産除去債務	1,481	1,484
その他	2,579	2,380
固定負債合計	76,986	75,899
負債合計	180,290	177,342
純資産の部		
株主資本		
資本金	42,020	42,020
資本剰余金	45,481	45,481
利益剰余金	64,761	64,961
自己株式	△2,317	△2,320
株主資本合計	149,946	150,143
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	862	218
繰延ヘッジ損益	△42	△38
為替換算調整勘定	3	104
その他の包括利益累計額合計	823	284
新株予約権	37	50
少数株主持分	1,896	1,952
純資産合計	152,703	152,430
負債純資産合計	332,994	329,772

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
売上高	57,396	52,929
売上原価	47,199	43,914
売上総利益	10,197	9,015
販売費及び一般管理費	7,611	7,802
営業利益	2,585	1,212
営業外収益		
受取利息	1	2
受取配当金	359	344
負ののれん償却額	445	445
助成金収入	775	651
その他	221	319
営業外収益合計	1,803	1,764
営業外費用		
支払利息	292	229
為替差損	44	201
その他	76	122
営業外費用合計	413	553
経常利益	3,976	2,424
特別利益		
固定資産売却益	0	10
受取保険金	—	3
その他	—	2
特別利益合計	0	16
特別損失		
固定資産除売却損	83	223
投資有価証券評価損	2,220	432
その他	3	4
特別損失合計	2,307	659
税金等調整前四半期純利益	1,669	1,780
法人税、住民税及び事業税	48	418
法人税等調整額	△3,356	△53
法人税等合計	△3,308	364
少数株主損益調整前四半期純利益	4,978	1,416
少数株主利益又は少数株主損失(△)	7	△10
四半期純利益	4,970	1,426

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	4,978	1,416
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	886	△642
繰延ヘッジ損益	26	3
為替換算調整勘定	—	174
持分法適用会社に対する持分相当額	31	△2
その他の包括利益合計	945	△467
四半期包括利益	5,923	948
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	5,915	887
少数株主に係る四半期包括利益	7	61

【会計方針の変更等】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)
当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 この変更による当第1四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

- 1 連結子会社以外の会社の金融機関からの借入金等の債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
日伯紙パルプ資源開発 ㈱(注)1	6,199百万円	日伯紙パルプ資源開発 ㈱(注)2	6,199百万円
特別住宅資金(従業員)	4	特別住宅資金(従業員)	4
計	6,203百万円	計	6,203百万円

(注) 1 連帯保証による保証債務のうち当社負担額は73百万円であります。

(注) 2 連帯保証による保証債務のうち当社負担額は73百万円であります。

- ※2 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、当第1四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高から除かれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
受取手形	1,408百万円	1,288百万円
支払手形	979	907
設備関係支払手形	11	19

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)、のれん及び負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
減価償却費	5,507百万円	5,079百万円
のれんの償却額	—	6
負ののれんの償却額	445	445

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,230	6.00	平成23年3月31日	平成23年6月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月29日 定時株主総会	普通株式	(注) 1,234	6.00	平成24年3月31日	平成24年6月30日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、連結子会社への配当金支払額8百万円を含んでおります。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	紙パルプ 事業	パッケージ ング・紙加 工事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	50,069	5,079	55,148	2,248	57,396	—	57,396
セグメント間の内部売上高 又は振替高	470	81	551	6,730	7,282	△7,282	—
計	50,539	5,160	55,700	8,978	64,678	△7,282	57,396
セグメント利益	2,143	115	2,259	100	2,360	225	2,585

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、木材事業、建設業、諸資材の販売、不動産売買、運送・倉庫業、古紙卸売業等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額225百万円はセグメント間取引消去に伴う調整等であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	紙パルプ 事業	パッケージ ング・紙加 工事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	45,381	5,236	50,618	2,311	52,929	—	52,929
セグメント間の内部売上高 又は振替高	644	46	690	6,918	7,609	△7,609	—
計	46,026	5,282	51,309	9,229	60,538	△7,609	52,929
セグメント利益	894	102	996	29	1,026	186	1,212

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、木材事業、建設業、不動産売買、運送・倉庫業、古紙卸売業等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額186百万円はセグメント間取引消去に伴う調整等であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	24円29銭	6円98銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	4,970	1,426
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	4,970	1,426
普通株式の期中平均株式数(千株)	204,603	204,342
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	—	6円98銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	—	116
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 8月10日

北越紀州製紙株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福 田 厚	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上 野 直 樹	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永 井 勝	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている北越紀州製紙株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、北越紀州製紙株式会社及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年8月10日

【会社名】 北越紀州製紙株式会社

【英訳名】 HOKUETSU KISHU PAPER CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 CEO 岸本哲夫

【最高財務責任者の役職氏名】 _____

【本店の所在の場所】 新潟県長岡市西蔵王三丁目5番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長CEO岸本哲夫は、当社の第175期第1四半期(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。